

規 則

埼玉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第二十七号

埼玉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県立自然公園条例施行規則（昭和四十九年埼玉県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条の三中「第十二条第三項第十二号」を「第十二条第三項第十五号」に改める。

第二十四条中「条例」の下に「第八条の七第二項、」を加え、「、第三十三条第四項又はこの規則第八条第二項」を「又は第三十三条第四項」に改める。

様式第四号を次のように改める。

様式第4号（第24条関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十四条の三及び第二十条の改正規定は、公布の日から施行する。